

第2次

香南市

男女共同参画

後期基本計画

〈令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）〉



香南市



はじめに

平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、本年で25年目になります。この間、平成13年（2001年）に「配偶者暴力防止法」、平成27年（2015年）に「女性活躍推進法」が成立し、令和2年（2020年）には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

香南市では、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の形成を図るため、平成21年（2009年）を初年度とし、10年間を計画期間とした「第1次香南市男女共同参画基本計画」を策定し取組を進めてまいりました。

その後、5つの基本目標を柱とした「第2次香南市男女共同参画基本計画」を平成31年度（2019年度）から10年間を計画期間として新たに策定し、「支え合い 認め合い 責任持ち合う 女（ひと）と男（ひと）」を基本理念に据えて、引き続き取組を行っております。

また、令和4年（2022年）に、性の多様性を尊重するまちづくりを目指す「にじいろのまち宣言」を行い、令和5年（2023年）には「香南市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的少数者の生きづらさや不安を軽減し、性的指向や性自認を理由とする差別や偏見をなくすことで、多様性が尊重された社会の実現に向けた取組を進めています。

少子高齢化が進み、家族形態や個人の価値観が多様化するなど、急速に進む社会の変化に対応するため、この度、令和6年度（2024年度）から5年間を計画期間とした「後期基本計画」を策定しました。基本理念も「支え合い 認め合い 責任持ち合う 人と人」として、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまちづくりを目指す計画となっています。

この計画を基に、市民や企業の皆さまと連携し、男女共同参画社会の実現に向けて、さらに積極的に取り組んでまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、「後期基本計画」策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「香南市男女共同参画基本計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、意識調査（アンケート）にご協力いただいた市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和6年3月

香南市長 濱田 豪太



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の策定方法	1
3 男女共同参画社会を取り巻く環境	2
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間	6
第2章 計画策定の背景	7
1 香南市の男女共同参画における現状	7
2 男女共同参画推進の意義と課題	17
3 計画がめざす男女共同参画社会（将来ビジョン）	19
第3章 基本構想	20
1 基本理念	20
2 基本目標	20
3 計画の体系	21
4 指標項目の設定	22
第4章 計画の内容	23
第5章 計画の推進に向けて	37
1 計画の実行体制と推進方法	37
2 職員研修の充実	38
3 国・県など行政機関との連携	38
4 企業等との連携	38
資料編	39
1 策定経過	39
2 香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱	40
3 香南市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	44
4 香南市男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿	46

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男性だから」、「女性だから」といった固定的性別役割分担意識によって生き方を制限されることがなく、誰もが互いを尊重しあい、多様な生き方を認めあいながら、自分らしく生きることができる社会であり、誰もがあらゆる場面で個性や能力を発揮できる社会のことです。男女共同参画社会の実現は一人ひとりが幸せな社会にとって不可欠な要素であり、21世紀の日本社会の最重要課題と位置づけられています。

近年、さまざまな法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境が整いつつある一方で、長時間労働や男性の育児休暇の取得が進まないといった現状もあり、他の先進国と比較したわが国の男女共同参画の状況は低い水準のままとなっています。加えて、少子高齢化や価値観・ライフスタイルの多様化など、社会情勢が目まぐるしく変化する現代において、多様性に富んだ持続可能な活力ある社会の構築は、誰もがいきいきと活躍するうえでますます重要になっています。

香南市（以下、「本市」という。）においては、平成21年（2009年）に「第1次香南市男女共同参画基本計画」、平成31年（2019年）に「第2次香南市男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画」の形成に取り組んでいます。令和4年（2022年）10月には「香南市にじいろのまち宣言」を行い、多様な性のあり方への理解を深め、自分らしくいきいきと安心して暮らせるまちをめざす方向性を示しました。

このような状況を踏まえ、本市が男女共同参画社会を実現するための施策の方向性を改めて示すため、国や県においても改定されている内容との整合を踏まえ、「第2次香南市男女共同参画基本計画」を見直し、「後期基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の策定方法

本計画は、「第2次香南市男女共同参画基本計画」の内容を見直し、その後5年間の社会情勢の変化や関連法規の改定に伴い、現在の状況に見合った内容にて策定しています。

本計画策定の過程において、本市在住の18歳以上1,000人を対象とする「香南市男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」や、香南市企業等人権問題連絡協議会（企人協）に加入している一部事業所への「香南市人権や男女共同参画のまちづくりに向けての事業主アンケート（以下、「事業主アンケート調査」という。）」を令和4年度（2022年度）2月に実施し、その集計結果等を基に「香南市男女共同参画基本計画策定委員会」で検討、協議を行うとともに、パブリックコメントを通して寄せられた市民の意見や要望を反映しています。

3 男女共同参画社会を取り巻く環境

(1) 世界の動き

国連は女性の自立と地位の向上をめざして、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と決めました。その後、「国際婦人年」の目標である「平等・開発・平和」の達成のために「世界行動計画」を採択し、昭和51年（1976年）からの10年を「国連婦人の10年」と定め、男女平等の推進や経済・社会・文化への女性の参加促進に向けて、世界的な活動を行うこととしました。

昭和54年（1979年）には、国連において「女子差別撤廃条約」が採択され、締約国に対し、女性へのあらゆる差別の撤廃のための措置を求めました。

平成7年（1995年）に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、女性の権利の実現とジェンダー平等の推進を目指す「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、女性に対する暴力の根絶等、各国が取り組むべき新たな課題が示されました。「北京宣言」と「北京行動綱領」はその後、5年ごとに実施状況が確認・評価されており、令和2年（2020年）に開催された「北京+25」（第64回国連婦人の地位委員会）では、「第4回世界女性会議から25周年を迎えるに当たっての政治宣言」が採択されました。

(2) 国・県の動き

国においては、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、翌年に「男女雇用機会均等法」が施行されました。平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、この法律に基づき、平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は5年ごとに見直しが行われ、令和2年（2020年）には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年（2001年）には「配偶者暴力防止法」が施行され、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることが示されています。

平成25年（2013年）には「日本再興戦略」が閣議決定され、その中核に女性の活躍推進が位置づけられました。その後、平成27年（2015年）には「女性活躍推進法」が、平成30年（2018年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されています。

また、令和5年（2023年）には、全閣僚からなる「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」を開催し、「女性版骨太の方針2023」を決定するなど、女性を取り巻く社会環境は大きな変化を遂げています。

高知県においては、男女が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成13年（2001年）に「こうち男女共同参画プラン¹」を策定し、平成15年（2003年）に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。あわせて、男女共同参画に関する意見を聴くための有識者からなる「こうち男女共同参画会議」を設置するなど、男女共同参画の取組を総合的に推進する体制を整えました。

また、平成13年（2001年）に制定された「配偶者暴力防止法」に基づき、「高知県 DV 被害者支援計画」も策定しており、女性相談支援センターを DV 被害者支援、DV 対策の中心と位置づけ、市町村や民間支援団体などの関係機関との連携のもと、配偶者からの暴力の防止と被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない支援に取り組んでいます。

平成27年（2015年）には「高知県女性活躍推進計画」を策定し、子育てをしながら働く女性の支援に主軸を置いて、職業生活における女性の活躍を推進し、女性が自らの希望や意思に基づいて人生を選択し、その個性や能力を最大限に伸ばして、いきいきと活躍し続けられる、「日本一女性が活躍できる高知県」を目指しています。

（3）香南市の動き

本市では、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の形成を図るため、平成21年（2009年）に「第1次香南市男女共同参画基本計画」を策定しました。その後平成31年（2019年）には、「第2次香南市男女共同参画基本計画」を策定し、「支え合い 認め合い 責任もち合う 女（ひと）と男（ひと）」を基本理念に、5つの基本目標を柱とした男女共同参画社会に向けた計画としました。

令和4年（2022年）には、性の多様性を尊重するまちづくりを目指す「にじいろのまち宣言」を行い、性的少数者の生きづらさや不安を軽減し、性的指向や性自認を理由とする差別や偏見をなくすことで、多様性が尊重された社会の実現に向けた取組を進めています。これにより、市民や企業とともに、性に関する差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

また令和5年（2023年）の「香南市パートナーシップ宣誓制度」の施行により、性的少数者とパートナーシップ関係にある人が、日常生活のさまざまな場面において円滑な手続きが可能となることが期待されます。法律行為である婚姻とは異なり、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、この制度の導入により多様な性や性的少数者の方に対する理解を広めていくとともに、生活上の困りごとや生きづらさの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。



◀ 香南市ホームページ「香南市パートナーシップ宣誓制度」

<https://www.city.kochi-konan.lg.jp/soshikikarasagasu/jinkenka/tayounasei/8122.html>

^{※1} 現在、令和3（2021）～令和7（2025）年度を期間とする計画が進行中。

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) との関連性

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成13年 (2001年) に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標です。「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴールとそれらを達成するための169のターゲットを定め、包摂的な社会の実現を目指し「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。

「男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる男女共同の参画社会を目指す」という本計画の基本理念は、SDGsの目標とも重なっています。本計画に基づく取組の推進により、SDGsの「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとする関連目標の達成にも寄与します。



4 計画の位置づけ

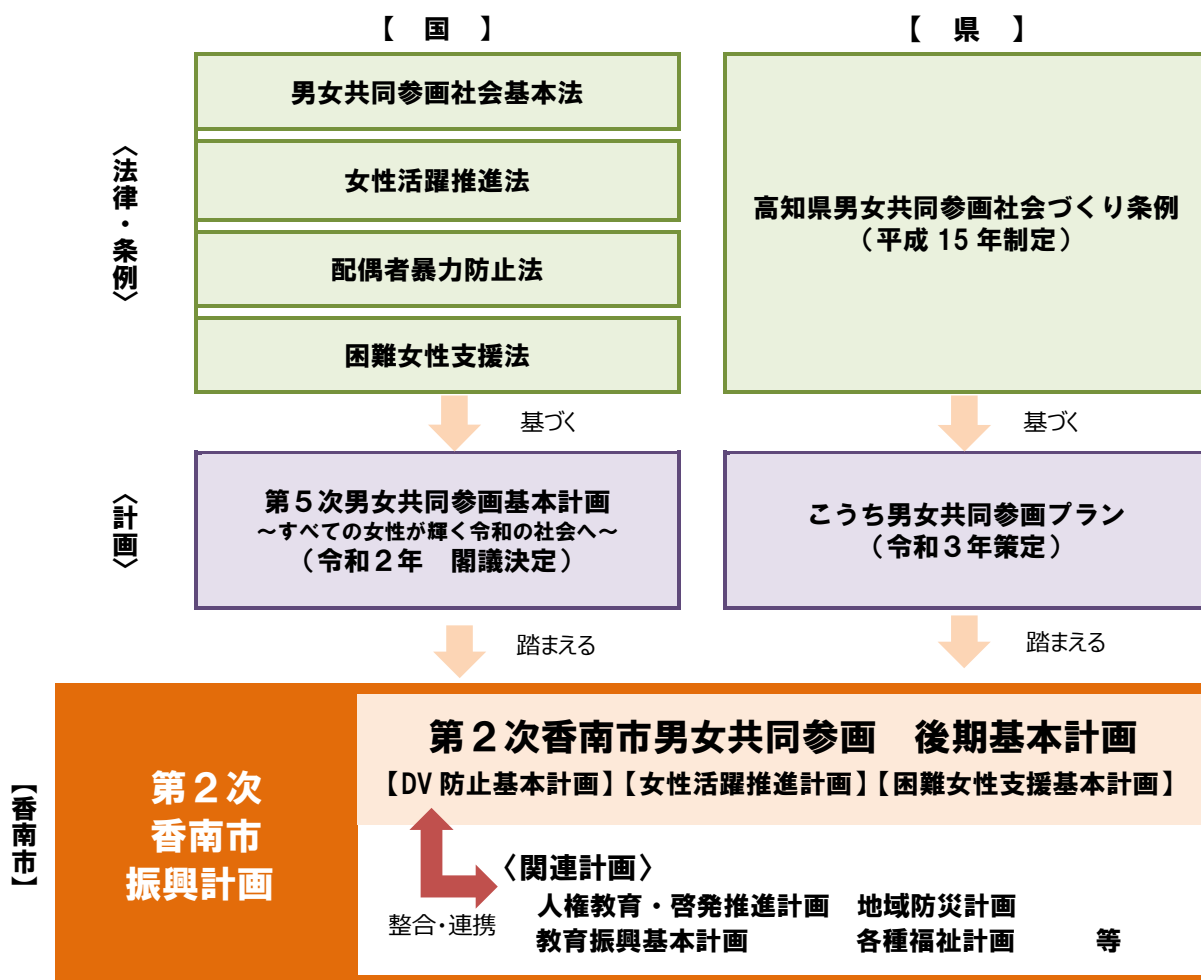
(1) 法的な位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画で、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び「こうち男女共同参画プラン」を踏まえた計画です。

また、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）」第 8 条第 3 項に基づく市町村基本計画を包含しています。

(2) 他計画との関連

本計画は、「第 2 次香南市振興計画」を上位計画とした分野別個別計画として、その他の関連計画との整合を図り策定しています。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）までの5年間としており、長期的な視点に立って計画の推進に継続的に取り組んでいきます。

今後は、国際的潮流や国内の社会情勢の変化にも的確に対応するため概ね5年ごとに内容の見直しを行います。

和暦	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基本構想	平成31年度～令和10年度（10年間）									
基本計画	平成31年度～令和10年度（10年間）									
見直し等						後期基本計画 令和6年度～令和10年度（5年間）				

第2章 計画策定の背景

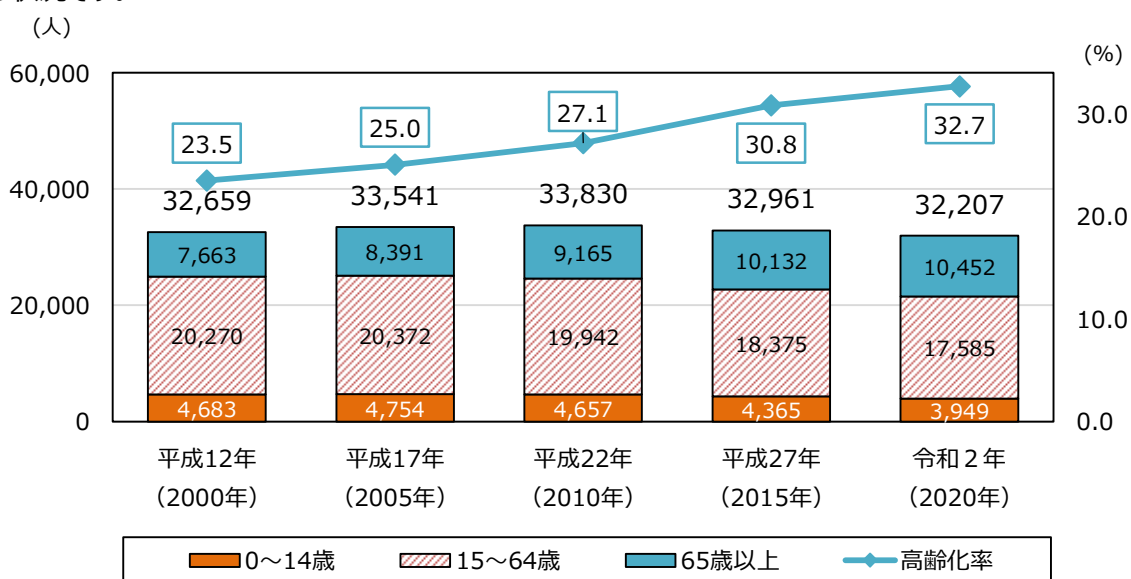


1 香南市の男女共同参画における現状

(1) 人口・世帯の状況

■ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

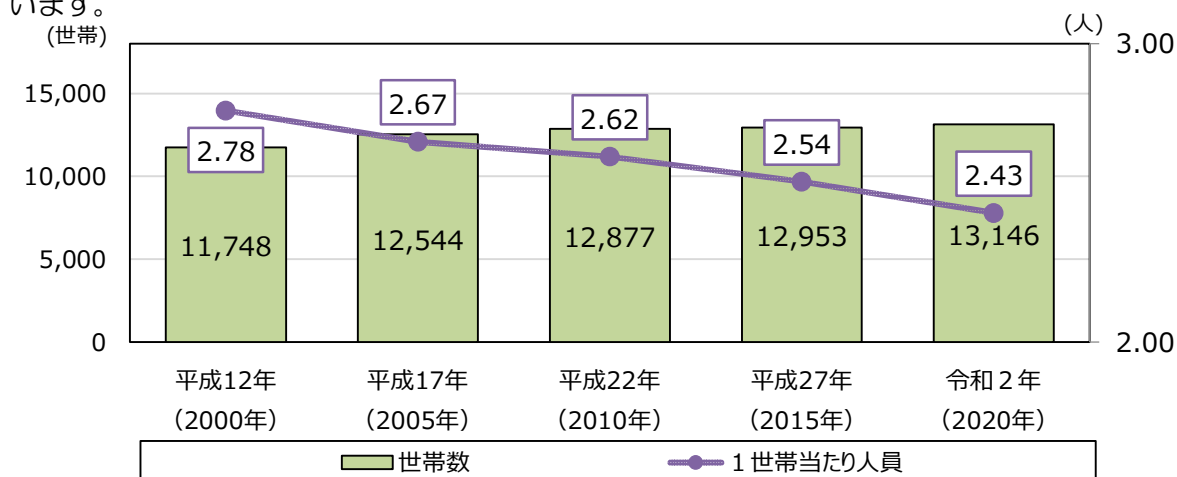
本市の人口は平成22年（2010年）まで増加傾向にあったものの、平成27年（2015年）以降微減傾向にあり、令和2年（2020年）では32,207人となっています。一方、高齢化率は年々上昇しており、令和2年（2020年）には32.7%と、本市に住む3人に1人は高齢者という状況です。



資料：国勢調査

■ 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

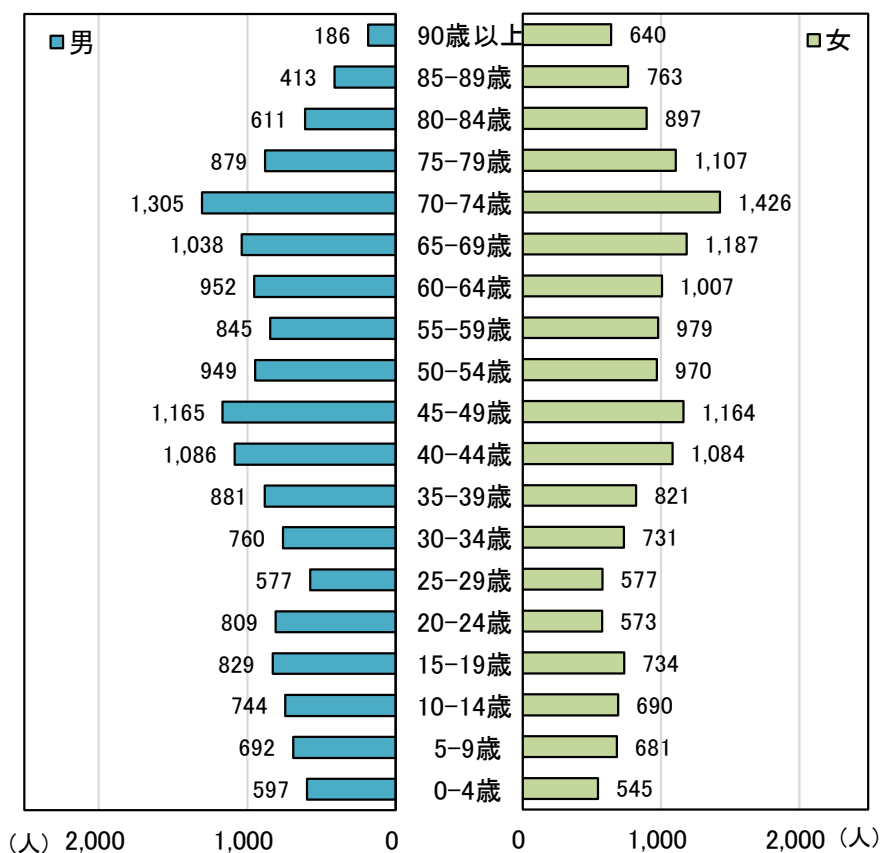
本市の世帯数は年々増加傾向にあり、令和2年（2020年）では13,146世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は年々減少しており、令和2年（2020年）には2.43人となっています。



資料：国勢調査

■人口ピラミッド

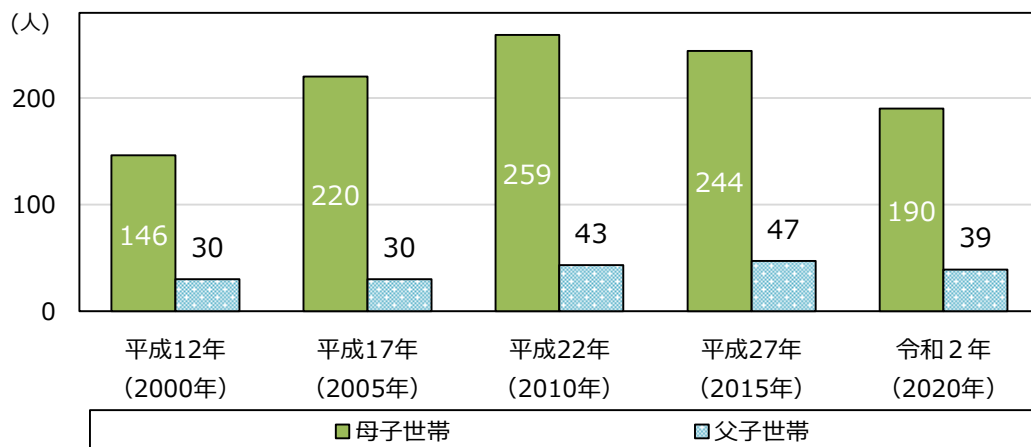
本市の人口ピラミッドについては、男性、女性ともに70～74歳が最も多くなっています。



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

■ひとり親世帯の推移

本市の母子世帯数については平成22年（2010年）まで増加傾向にあったものの、平成27年（2015年）以降減少傾向にあり、令和2年（2020年）では190世帯となっています。母子世帯数に比べると父子世帯数は少なく、令和2年（2020年）には39世帯となっています。

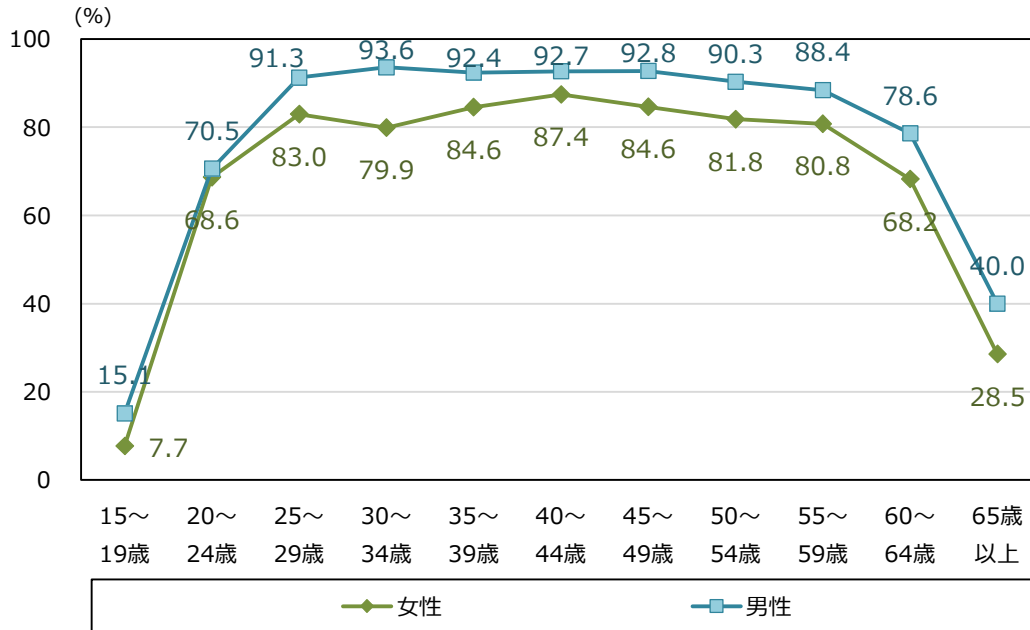


資料：国勢調査

(2) 就業の状況

■男女別の就業率の比較

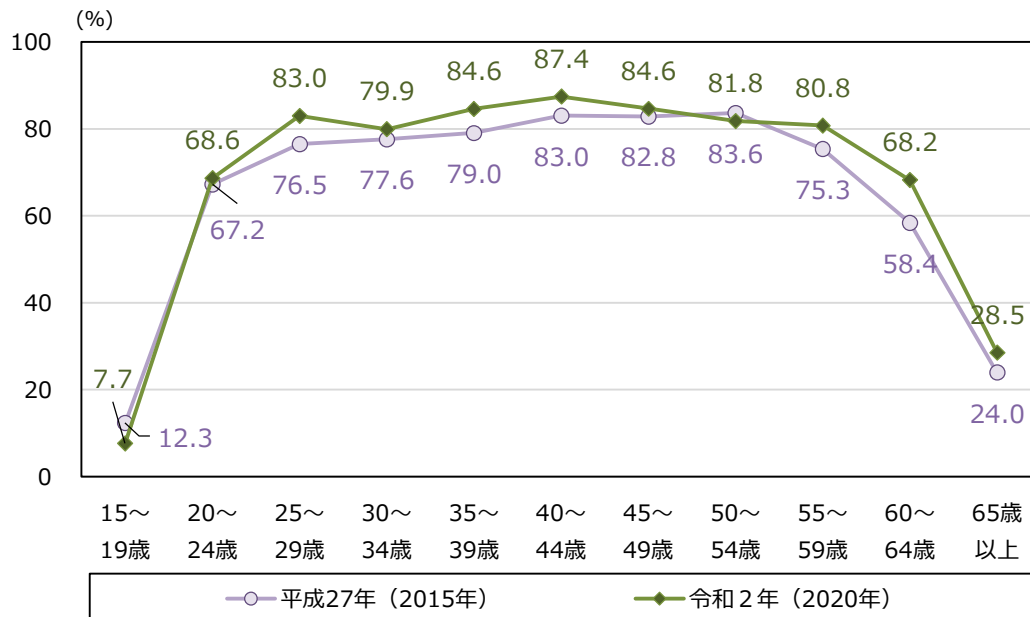
本市の令和2年（2020年）の就業率（15歳以上の就業者の割合）を男女で比較すると、男性は25～54歳までは90%以上となっており、その推移は台形型になっています。一方、女性は結婚や出産・子育て期を迎える30～34歳で就業率が減少する「M字カーブ」を描いています。



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

■女性の就業率の推移

本市の令和2年（2020年）の女性の就業率を平成27年（2015年）と比較すると15～19歳と50～54歳では低くなっていますが、他の年代では高くなっています。

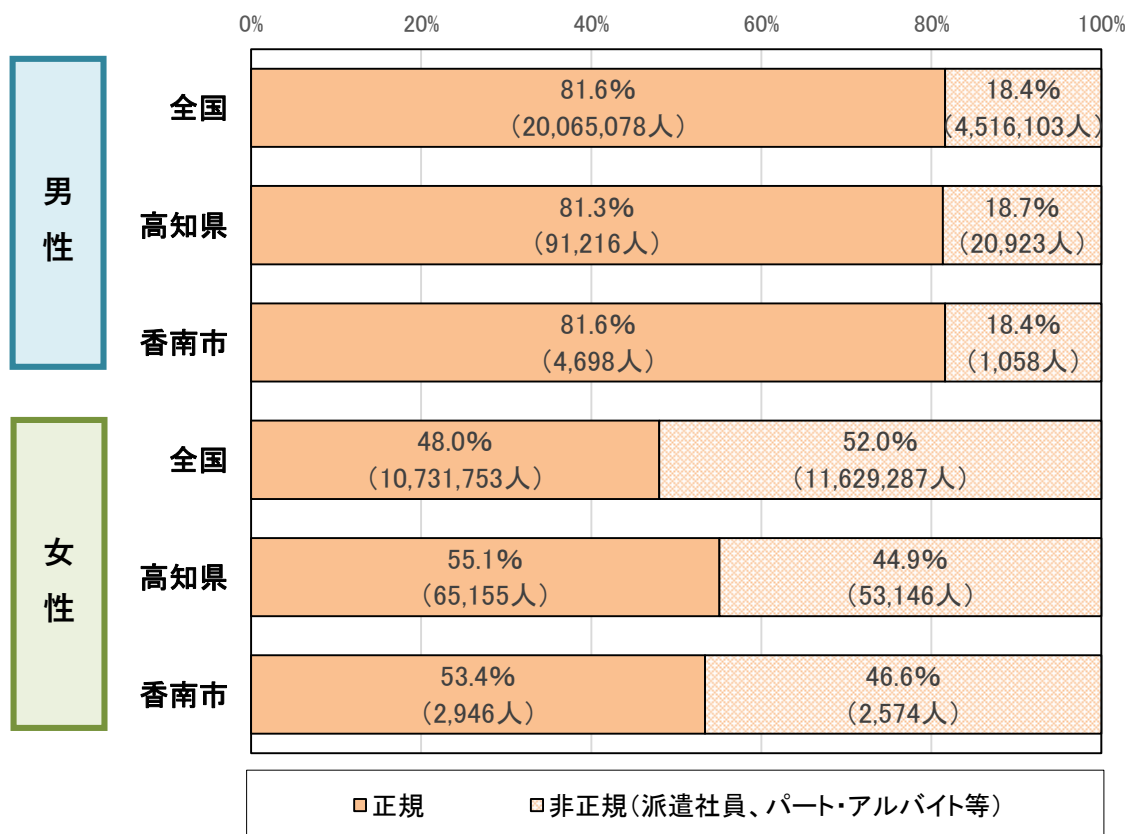


資料：国勢調査

■ 雇用者における男女別の正規・非正規雇用の状況と比較

本市の男女それぞれの雇用者における正規・非正規雇用の状況については、男性では正規雇用の割合が81.6%、非正規雇用の割合が18.4%、女性では正規雇用の割合が53.4%、非正規雇用の割合が46.6%となっています。女性より男性の方が、正規雇用の割合が高くなっています。

全国や高知県と比較しても、正規雇用の割合が男性は8割、女性は5割前後の傾向に差異はありませんが、女性の正規雇用の割合は全国よりは高いものの、高知県の正規雇用の割合よりは低くなっています。



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

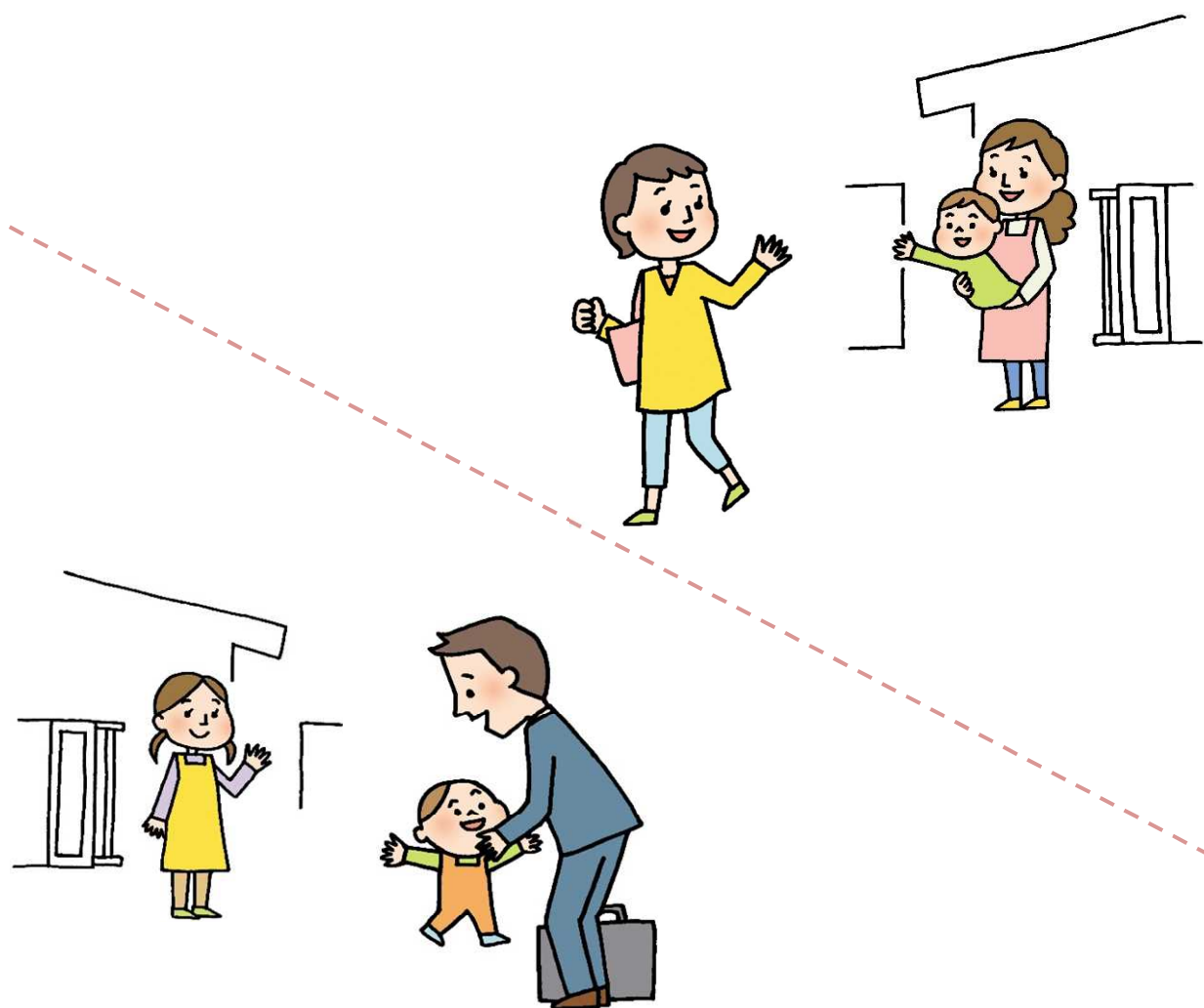
■男女がともに働きやすい職場づくりについて（市民意識調査より）

日常生活における「仕事」「家庭」「プライベート」の調和を図ることが理想と考える人が全体の半数近くいる一方で、現実には仕事を優先する人が30.8%、仕事と家庭を優先する人が24.1%となっており、プライベートな時間を持つ人は少ない傾向にあります。

「仕事」「家庭」「プライベート」のバランスをとるためには、職場や家族の理解・協力、労働時間の見直しや有給休暇の取得促進、風潮や固定観念の改善を必要と考える人が多い傾向にあります。男女がともに働きやすい社会環境をつくるためには、男女で家事や育児・介護に協力して取り組むこと、休暇・休業制度を利用しやすくするなどあげられました。

日常生活において、「仕事」「家庭」「プライベート」の調和を理想とする人が多い中で、現実には「仕事」や「家庭」を優先している現状にあります。男女がともに働きやすい職場の実現に向けては、職場の理解や休暇・休業制度の取得促進などの職場環境の改善、子育てや介護の負担軽減に向けた福祉サービスの充実が必要です。

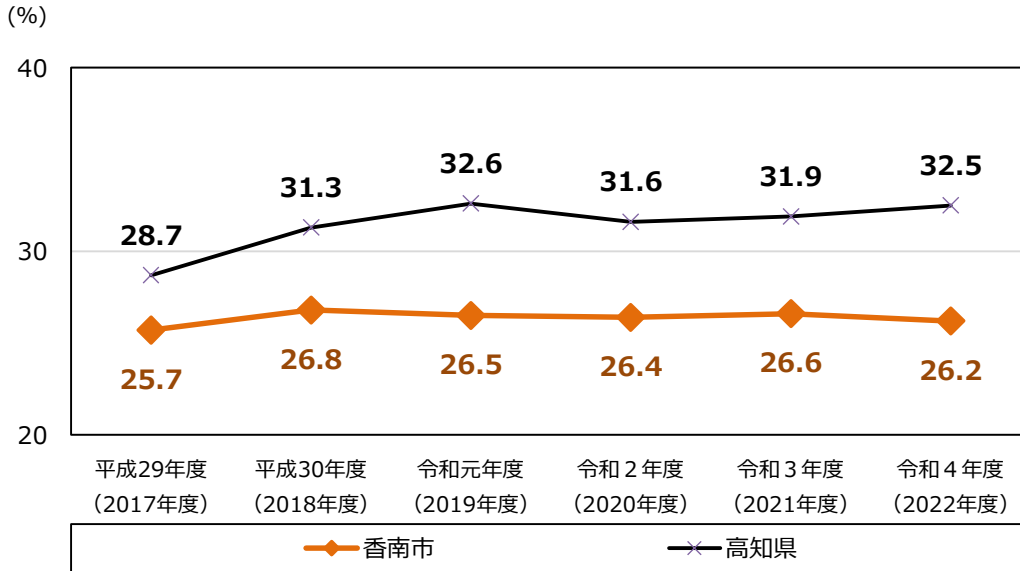
『香南市 男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書』 65～69、83 ページ参照



(3) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

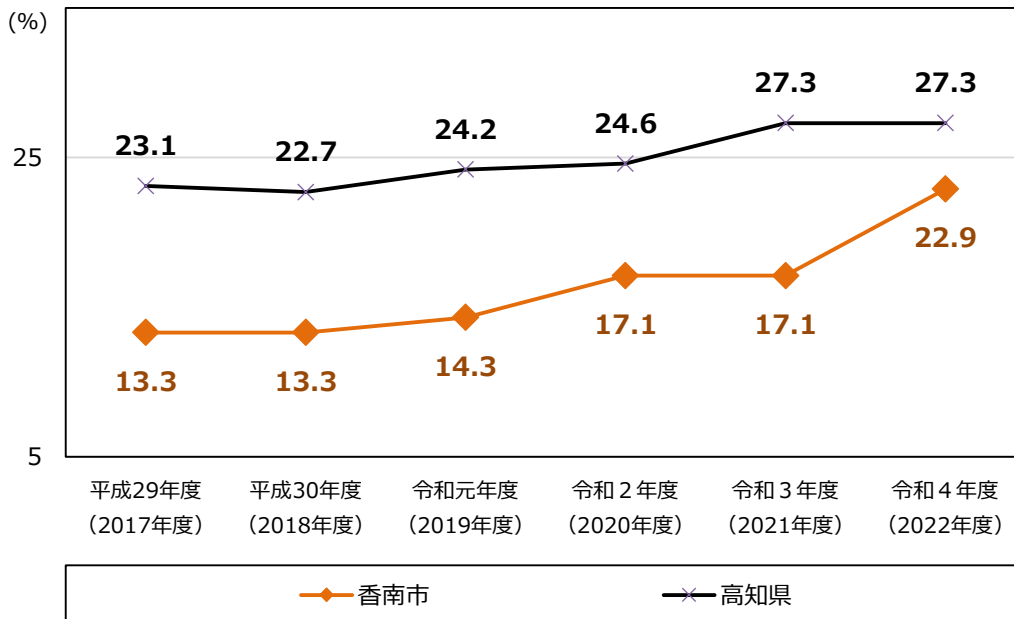
■ 地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等における女性委員比率の推移と比較

本市の審議会等における女性委員比率は高知県よりも低い水準で推移しており、令和 4 年度（2022 年度）では 26.2%となっています。



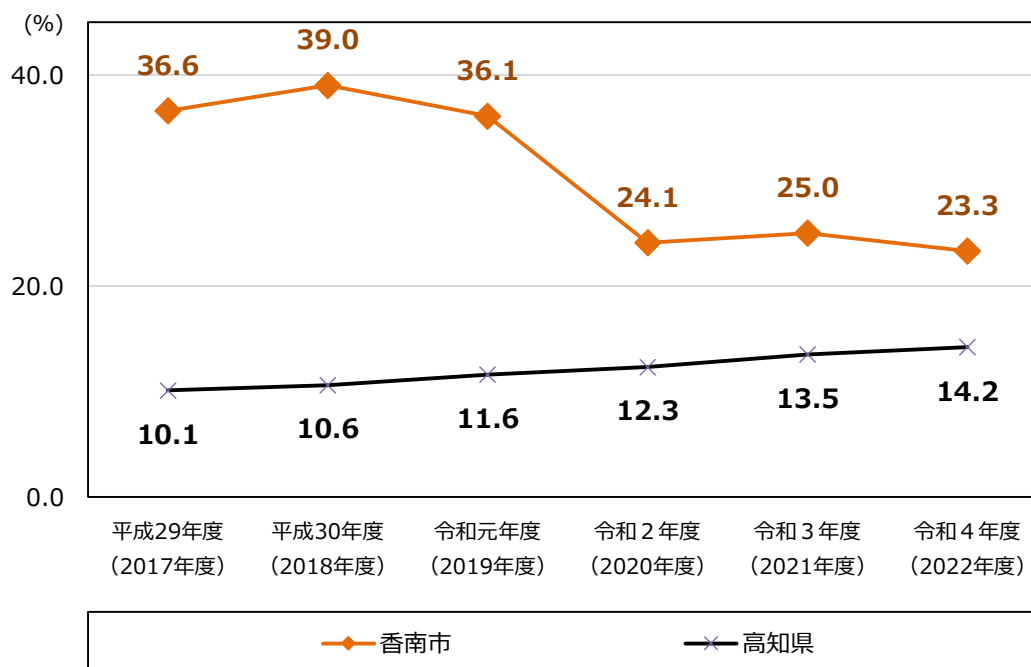
■ 地方自治法（第 202 条の 3）に基づく委員会等における女性委員比率の推移と比較

本市の委員会等における女性委員比率は年々増加傾向にありますが、高知県よりも低い水準で推移しており、令和 4 年度（2022 年度）では 22.9%となっています。



■ 管理職に占める女性の割合の推移と比較

本市の管理職に占める女性の割合は令和元年度（2019年度）までは36%以上で推移し、国の示す30%の目標を上回っていましたが、令和2年度（2020年度）以降は25%前後にまで減少しており、令和4年度（2022年度）は23.3%となっています。



資料：男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

■ 女性活躍や平等感（市民意識調査より）

男女の地位は、学校生活や教育現場、地域活動の場においては平等感が高くなっていますが、政治の場や社会全体としては男性優遇であると考える人が多い傾向にあります。

また、本市の政策に女性の意見や考え方が反映されているかわからない人が全体の半数以上となり、方針決定の場への女性参画が少ない理由としては、「家庭、職場、地域における性別による役割分担、性差別の意識」「男性優位の組織運営」などが原因であると考えられています。



事業主アンケート調査(n=25)にて女性管理職が少ないまたはまったくない理由についての設問では、「そもそも女性従業員が少ない」、「役職に就くための在籍年数を満たしていない」といった意見がありました。

前期計画に引き続き市が積極的に女性の登用拡大に取り組むとともに、女性自身が参画意識を持つよう家事・育児などの負担軽減や意識や意欲の啓発を行う必要があります。

『香南市 男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書』 18～32 ページ参照

『香南市 人権や男女共同参画のまちづくりに向けての事業主アンケート調査結果報告書』 17～18 ページ参照

(4) 男女共同参画に対する意識（市民意識調査より）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と思わない人は73.6%となっていますが、年齢が上がるにつれて「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方を持っている人が多い傾向にあります。

「女性は感情的になりやすい」「男性は人前で泣くべきではない」といったアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は、それぞれ女性自身、男性自身が強く抱いている傾向にあります。

共働きや男性の育児参加などが増加し、家庭での役割を固定しない傾向がみられるものの、まだまだアンコンシャス・バイアスを抱いている人は多いため、それらの思い込みを解消する考え方を浸透させる必要があります。

『香南市 男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書』 11、16～17 ページ参照

(5) 家庭における役割分担（市民意識調査より）

家庭における役割分担は、夫婦で協力して行うことが望ましいと思う人が7～8割ですが、実際には生活費を得る、地域活動については主に夫、家事や家計の管理、介護・子育ては主に妻が担っている割合が高くなっています。

理想的な男女の役割分担が実現するためには、夫婦間でのコミュニケーションや社会通念・慣習などを改めること、職場の理解や雰囲気などがあげられています。

夫婦で協力して家庭生活を送りたい市民が7～8割いるため、夫婦間でのコミュニケーションを促すとともに、企業への働き方の多様化や休業制度取得促進の働きかけ、子育て支援、介護支援などの福祉サービスの充実に取り組む必要があります。

『香南市 男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書』 52、63～64 ページ参照



(6) 暴力やハラスメントに対する認識（市民意識調査より）

DV（ドメスティック・バイオレンス）に該当すると思う行動・言動については、男性より女性の方がDVであると感じる人は多く、一方で70歳以上では、DVであると感じる人は他の年代に比べて少ない傾向にあります。

DVを受けた経験や見聞きした経験がある人の相談先については、友人や知人、家族・親せきが多い一方で、どこ（だれ）にも相談しなかった人も30.7%います。どこ（だれ）にも相談しなかった人の理由としては、相談しても無駄だと思った、相談するほどのことではないと思ったからといった理由が多くなっています。

デートDVやDV、性暴力などの行為を予防し、なくすためには、法律や制度の見直し及び罰則の強化、相談窓口の周知、学校での人権問題や暴力を防止するための教育などがあげられました。



事業主アンケート調査(n=25)にて、ハラスメントの防止に対する取組についての設問では、「相談や苦情に対処する窓口の設置」や「就業規則でハラスメント防止について方針を明確にする」などに取り組んでいる事業所が多くありました。

また、ハラスメントが起きたときに対応が困難だと感じることにについては、どこまでがハラスメントに該当するかの線引きが難しいことや、プライバシー保護、事実確認などがあげられました。

DVを受けた経験がある人の多くは女性で、相談しても解決しないという意識や相談先がわからないといった現状があります。また、暴力に対する認識は、男性や70歳以上が若干低い傾向にあり、前期計画に引き続きDVに関する全市民への意識啓発や相談先の周知が必要です。

『香南市 男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書』 92～94、97～103 ページ参照
『香南市 人権や男女共同参画のまちづくりに向けての事業主アンケート調査結果報告書』 13～14 ページ参照

(7) 多様な性への理解（市民意識調査より）

性的少数者については、全体の88.4%が言葉を知っていたり、言葉と意味を知っており、県の調査と比較しても認知度が高くなっています。しかし、70歳以上の認知度は他世代より低く72.1%となっています。

性的少数者に対する理解の促進や支援に必要と思うことについては、職場や学校などにおける理解の促進、いじめや差別を禁止する法律や制度の見直しなどがあげられました。

性的少数者にとって生活しづらい社会である、と感じている市民が多いため、「香南市パートナーシップ宣誓制度」をはじめとする行政の取組促進や、企業及び市民一人ひとりへの理解促進に取り組む必要があります。

『香南市 男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書』 112～114 ページ参照

(8) 男女共同参画の実現に向けて（市民意識調査より）

男女共同参画社会を実現するために本市が取り組むべきことについては、「性別問わず働きやすい職場づくりを促進する」、「学校での男女平等教育を充実する」、「子育て支援や介護支援サービスを充実する」、「政治の場に女性を積極的に登用する」などがあげられました。



事業主アンケート調査(n=25)にて、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍を推進するにあたって、市に期待する取組についての設問では、「保育施設・保育サービスの充実」、「高齢者や障害者、看護が必要な人のための施設・介護サービスの充実」、「多様な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進する企業への優遇措置」といった意見が多くあげられました。

男女共同参画の考え方はこの5年間の間に大きく変化し、社会的に性別による差別や偏見を排除し、性別に関係なく個人の能力や資質を尊重する社会を目指すジェンダーフリーの考え方が広がっています。本市では、意識啓発や学習機会、福祉サービスの充実や職場の意識啓発に加えて、リモートワークなどの柔軟な働き方を取り入れた新たな雇用スタイルの実現による、家庭や子育ての両立に向けた取組が必要とされています。

『香南市 男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書』 123～124 ページ参照

『香南市 人権や男女共同参画のまちづくりに向けての事業主アンケート調査結果報告書』 23 ページ参照

2 男女共同参画推進の意義と課題

課題① ジェンダー平等意識の浸透

家庭のあり方や結婚に対する考え方が多様化する中で、市民意識調査において「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えの人は3割未満となっており、家庭での役割を固定しないという意識は広まっているものの、年齢層が高くなるにつれて役割意識が強くなる傾向は残っています。性別による決めつけをなくし、より自由な選択のもとで誰もが家庭や仕事、子育てに余裕をもって向き合えるよう、幅広い年代に対する意識改革や啓発活動が重要です。

課題② 政策・方針決定過程における女性参画の促進

本市の委員会における女性委員比率は年々増加しており、女性委員の活躍する割合が多くみられるものの、審議会における女性委員比率は低い水準で推移し、管理職に占める女性の割合は減少傾向にあります。そのため、職場や地域において、女性の積極的な育成と登用を進めるとともに、女性自らの意識改革を促していくことが重要です。

課題③ 柔軟な働き方への対応とワーク・ライフ・バランスの推進

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大等をきっかけに、オンライン活用やテレワークが拡大するなど、新しい働き方の可能性が広がり、雇用側としても柔軟な働き方への対応が求められています。市民意識調査では、日常生活において、「仕事」「家庭」「プライベート」の調和を理想とする人が多い中で、現実には「仕事」や「家庭」を優先している現状にあります。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、女性の就労継続や男性の家事・育児参画などの希望がかなう環境づくりを進め、企業等への働きかけや福祉サービスの充実を図ることが重要です。

課題④ 安全・安心な暮らしの実現

DV を受けた経験がある人の多くは女性で、相談しても解決しないという意識や相談先がわからないといった現状があります。あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発や相談しやすい体制づくりを推進することが求められます。

災害発生時にも、男女のニーズの違いなど、男女共同参画の視点による避難所運営に取り組むことが必要です。地域の代表者は、男性であることが多いため、女性が避難所運営の意思決定に参画できるよう配慮し、性別や年齢によって役割が固定化することのないようにすることが重要です。

課題⑤ 多様な性を尊重し合うまちづくりの推進

近年は、多様な性のあり方について、少しずつ理解が進んできつつありますが「性的少数者の人は、自分の身近にはいないから関係ない。」と思っている人もまだまだたくさんいます。性的少数者であることを理由に生きづらさを感じる人が安心・安全に暮らし、誰もが個性を大切にしながら生活できるまちにするため、地域で多様性への理解を深めることが重要です。



3

計画がめざす男女共同参画社会（将来ビジョン）

家庭では…

家族がお互いに尊重しあい、ふれあいのある心豊かな家庭を築いていることを目指します。

家族の一人ひとりが、家事・育児・介護などの家族内での役割を分かち合いながら、家庭と仕事、地域活動との調和のとれた生活を送っています。



職場では…

雇用機会や待遇などの場面で男女格差が解消され、男女がともに育児休業や介護休業を積極的に利用している職場を目指します。

働き方改革などを通じて、労働者がゆとりと充実感を持って、仕事と家庭や地域活動を両立しています。



学びの場では…

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、さまざまな場面で性別にとられない主体的な選択ができる学校等を目指します。

自分らしさを大切に、お互いの個性と人権を尊重することもに育っています。



地域では…

地域での子育てやまちづくりなどの活動に、性別や世代間の隔たりなく、男女がともにいきいきと参画している地域を目指します。

地域における方針の立案や決定過程に男女がともに参画し、多様な考え方を活かした地域活動が行われています。



第3章 基本構想



1 基本理念

本市は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しています。第1次基本計画の基本理念では、「女と男」が支え合い、認め合い、責任をもち合う地域社会づくりを進めていくこととして表現していました。しかし、本市では多様な性を尊重するまちづくりを進めるため、令和4年（2022年）10月に「香南市にじいろのまち宣言」を行ったことから、本計画より基本理念を「支え合い 認め合い 責任もち合う 人と人」として掲げ、性別に関わりなく誰もが自分らしく暮らせるための取組を推進するための計画とします。

支え合い 認め合い 責任もち合う 人と人

2 基本目標

基本理念に示すような地域社会を構築するために、次に示す3つの基本目標を柱とし、その達成を目指すこととします。

基本目標1 男女共同参画社会を目指す意識づくり

誰もが性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう、男女平等を推進する教育や学習機会の充実などにより、男女共同参画意識の浸透を図ります。また、あらゆる暴力の根絶に向けて、計画の一部を「香南市 DV 防止基本計画」として位置づけ、配偶者等に対する暴力根絶のための意識啓発等を図ります。

基本目標2 男女がともに活躍する環境づくり【女性活躍推進基本計画】

本目標を「香南市男女活躍推進基本計画」として位置づけ、誰もが個々に持つ能力を十分に発揮し、男女の平等な雇用機会を確保するとともに、自らの意思に基づく意思決定の場への女性参画の促進、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめとした環境整備を図ります。

基本目標3 安心して多様な暮らし方ができるまちづくり

誰もが生涯にわたって健やかな生活を営み、性別によって生活上の困難を抱えることのないよう、地域活動や防災分野での男女共同参画、一人ひとりに応じた支援体制や健康づくりなどに取り組み、さまざまな分野からの男女共同参画の確保を図ります。また、困難な状況におかれている女性への支援に向けて、計画の一部を「香南市困難女性支援基本計画」として位置づけ、困難解消のためのサポートを行います。

3 計画の体系

基本理念

支え合い 認め合い 責任もち合う 人と人

基本目標	推進方策	取組の方向性	頁
1 男女共同参画社会 を目指す意識づくり	1 アンコンシャス・バイアス ^{※2} を解消する	・意識改革と社会制度・慣行の見直し ・メディアにおける男女共同参画の推進	24
	2 さまざまな場での意識を変 える	・家庭における男女共同参画の推進 ・学びの場での男女共同参画教育の推進 ・働く場での意識啓発	25
	3 あらゆる暴力を根絶する 【DV 防止基本計画】 ^{※3}	・暴力を許さない意識の醸成 ・DV やハラスメント相談・支援体制の充実	26
2 男女がともに 活躍する環境づくり 【女性活躍推進 基本計画】 ^{※4}	1 働く場における女性活躍 を推進する	・多様なニーズに応じた就労支援 ・女性の再就職支援、起業支援 ・職場における男女の均等な雇用機会と 待遇の確保	28
	2 意思決定の場への女性 参画を促進する	・各委員会等への女性の参画促進 ・団体・組織への女性の参画促進	29
	3 ワーク・ライフ・バランス ^{※5} を 実現する	・ワーク・ライフ・バランスの理解促進 ・子育て・介護支援の充実	30
3 安心して多様な 暮らし方ができる まちづくり	1 地域における男女共同参 画を推進する	・地域活動への参画の促進 ・防災分野での男女共同参画の拡大	32
	2 あらゆる人の安心を 支える	・貧困など困難を抱える人 (ひとり親家庭等) への支援 ・困難な状況におかれている女性への支援 【困難女性支援基本計画】 ^{※6} ・高齢者や障害のある人、外国人市民への 支援 ・性的少数者への支援	33
	3 生涯を通じてからだ こころの健康を維持する	・妊娠・出産における保健医療対策の充実 ・適切な性教育の推進 ・生涯にわたる健康の保持増進	35

※2 無意識の思い込み。

※3 基本目標 1 - 推進方策 3 は、「配偶者暴力防止法」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画としての位置づけ。

※4 基本目標 2 は、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画としての位置づけ。

※5 仕事と生活を調和させること。

※6 基本目標 3 - 推進方策 2 には、「困難女性支援法」第 8 条第 3 項に基づく市町村基本計画の内容を包含。

4 指標項目の設定

基本目標の達成に向けた、実効性のある計画とするため、実施計画において、計画の進捗状況を評価するための指標項目を設定し、数値化できる項目については、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定します。また、その達成状況について定期的にフォローアップを行います。

指標項目は、計画の進捗状況をみながら見直します。





基本目標

1 男女共同参画社会を目指す

意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の意識が浸透し、性別に関係なく個人として尊重されることが重要です。

本市においては、性別による役割分担意識を持たないという考え方は広まりつつある一方で、年齢層が高くなるにつれて役割分担意識が強まる傾向はいまだに残っています。

国では、男女共同参画が進まない一因として、社会全体において性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが存在していることをあげており、第5次男女共同参画基本計画ではこうした固定観念や性差に関する偏見の解消を目指していくこととしています。

このような状況を踏まえ本市でも、アンコンシャス・バイアスの解消や、それらの意識を変えるためのさまざまな場面での男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、近年はハラスメントの内容が多様化し、全国的にはコロナ禍におけるDV被害の増加、潜在化なども指摘されています。本市においても、DVを受けている人は一定数確認されることから、被害者支援をより一層進めていくとともに、誰も被害者にも加害者にもならないためのDV防止に取り組みます。



みんなが男女平等の意識を持ち、
あらゆる暴力のない香南市を
目指していくよ！

推進方策1 アンコンシャス・バイアスを解消する

市民一人ひとりが身近な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに気づき、男女共同参画に関する認識を深められるよう、施策の周知や意識啓発を行います。

取組の方向性① 意識改革と社会制度・慣行の見直し

取組

世界、国、県などの動向や法律などの情報を収集し、市広報誌やホームページなどによる広報・啓発を行います。

男女共同参画をテーマとした講演会を開催するとともに、参加できなかった人に向けて可能な限り講演内容をケーブルテレビで放送するよう取り組みます。

市政において男女共同参画の視点に立った施策展開ができるよう、研修への積極的な参加など市職員の意識向上を図ります。また、地域における事業を計画・実行する町内会や自治会の代表者等についても、意識向上を図ります。

男女共同参画を阻害する慣行の見直しや改善に向けて、ポスター掲示やチラシの配布などの情報発信、法律や慣行の見直しに向けた講演会などを実施します。

取組の方向性② メディアにおける男女共同参画の推進

取組

各課発行の市刊行物における人権・男女共同参画の視点に立った表現の普及を図ります。

市広報誌「こうなん NOW」編集の際、男女共同参画の視点に立った表現を心がけます。



推進方策2 さまざまな場での意識を変える

人の意識や価値観は、こどもの頃からの環境の中で形成されるものです。そのため、一人ひとりの個性や能力を発揮し、自分らしい生き方ができるよう、さまざまな場面で男女平等を含めた人権教育を推進していきます。

取組の方向性① 家庭における男女共同参画の推進

取組

家庭におけるよりよいパートナーシップについての啓発を図るため、国の男女共同参画週間（毎年6月23～29日）、県の男女共同参画月間（毎年6月）や、講演会開催時に啓発冊子やリーフレットの配布等を行い、性別に関係なく家事や育児、介護への参加を促す取組を行います。

保育所等において、「家庭の日」の推進や男性の子育てなど、家庭生活への参画を促進します。

パパママ教室において、栄養士等の専門職による講話を実施するなど、妊婦や家族が、妊娠～出産～子育てについて具体的なイメージができ、不安や心配事の軽減、夫婦での子育てを促すための取組を行います。

取組の方向性② 学びの場での男女共同参画教育の推進

取組

親子参加型の学習会や子育てに関する講演会を継続して実施します。

児童生徒の発達段階や実態に応じて、学習指導要領に沿った男女共同参画に関する指導や性教育などを計画的に行います。

各中学校での思春期講演会など、専門職による性教育を行います。

取組の方向性③ 働く場での意識啓発

取組

講演会開催時のハラスメント防止に関するリーフレットや啓発冊子の配布、企業等において、ハラスメントを防止する研修会などを実施します。

企業訪問時に、働きやすい職場の環境づくりを推進するよう取り組みます。

推進方策3 あらゆる暴力を根絶する【DV防止基本計画】

本方策をDV防止法第2条の3第3項に基づく「DV防止基本計画」に位置づけ、幼少期からの教育や生涯学習の機会を通じて、命の尊さや他者を尊重する教育を推進するとともに、関係機関と連携したDV、セクシャルハラスメントなどのハラスメントの防止に取り組みます。

性別に関わらず、被害者にも加害者にもならないようハラスメントやDVに関する情報提供や意識啓発を行うとともに、気軽に相談でき、解決につながられる体制づくりを整備・周知していきます。

取組の方向性① 暴力を許さない意識の醸成

取組

暴力根絶のための広報啓発活動として、学校での人権教育や各種イベント会場でのパネル展示、市広報誌への啓発記事の掲載など、暴力を許さないまちとして市民意識を高めます。

また、児童虐待や高齢者、障害のある人などに対する虐待の根絶に向けた周知啓発と、これらの虐待を発見したときは、速やかに市や児童相談所などへ通告しなければならないことも周知します。

デートDV防止活動として、各種イベント会場でのパネル展示や市広報誌への啓発記事掲載などを行います。

また、ストーカーやハラスメント防止に関する啓発活動、各種イベント会場でのパネル展示による啓発や研修なども行います。

取組の方向性② DVやハラスメント相談・支援体制の充実

取組

DV被害者の保護及び自立支援に向けて、被害者の安全確保や緊急回避支援策の充実、相談支援体制の充実を図ります。

庁内での連携及びこうち男女共同参画センター「ソール」や女性相談支援センター、警察、母子生活支援施設などの関係機関との連携による支援体制を整備するとともに、DV被害者の状況に応じた相談支援を行えるよう、県または近隣自治体と連携した、支援体制を構築します。

職場内におけるハラスメントや職員の心身の健康についての相談体制の充実を図ります。

子どもに対する暴力・虐待の防止に向けて、要保護児童対策地域協議会の連携強化に努めるとともに、代表者会議、実務者会議、地域支援者会議、個別ケース検討会などを積極的に開催します。

また、保護や支援が必要と思われる児童がいる家庭については、女性相談支援センターや警察などと連携し支援します。

2 男女がともに活躍する

環境づくり

【女性活躍推進基本計画】

男女共同参画を実現するためには、男女を問わず職場において活躍し、政策や方針を決定する場にも参画することが重要です。

本市においては、管理職に占める女性の割合は令和4年度時点で23.3%と、県の割合(14.2%)より高い一方で、経年でみると減少傾向にあり、国の示す30%にも届いていない状況にあります。また、女性委員比率については、県の割合より低く水準しており、女性の活躍推進に向けては、女性自身も活躍したいと思える環境づくりや意識啓発が必要です。

国においては、令和4年4月から改正女性活躍推進法が全面施行され、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大されるなど、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主(一般事業主)の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めています。

このような状況を踏まえ本市では、本基本目標を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけ、あらゆる分野における女性の参画及び活躍の推進と、性別にかかわらず誰もが能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組みます。



性別に関係なく、
みんなが活躍できる香南市を目指していくよ！

推進方策1 働く場における女性活躍を推進する

女性の活躍推進に向け、女性自身も活躍したいと思える環境づくりや意識啓発など、就労に関するさまざまな支援を行います。

取組の方向性① 多様なニーズに応じた就労支援

取組

女性の就職に対する支援として、市役所や各市民館などにおける求人情報の設置、企業の説明会や面接会の開催による女性の就職につながる支援を行います。

取組の方向性② 女性の再就職支援、起業支援

取組

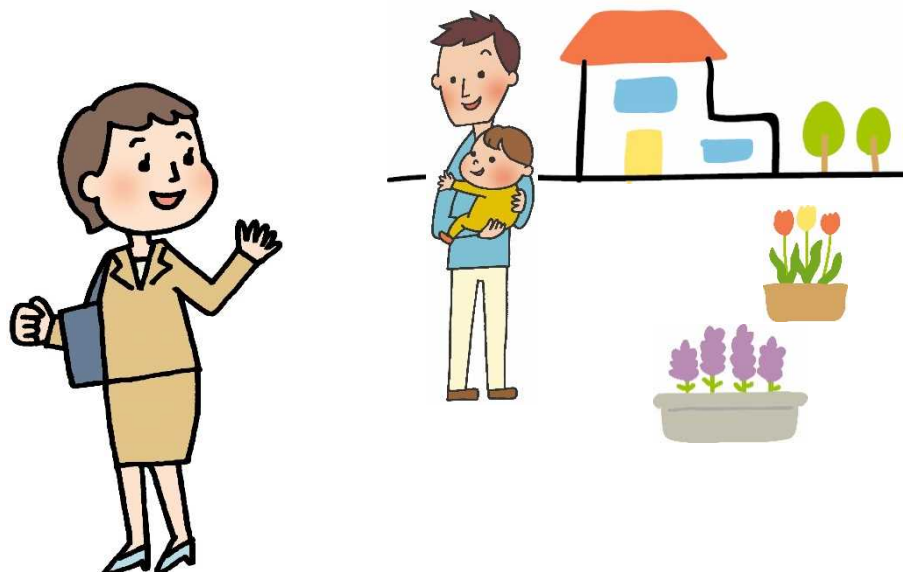
ハローワーク等の関係機関と連携し、再就職に関する企業情報及び再就職を支援するための技術や知識の習得を目的とした講座の開催情報の提供に努めます。

取組の方向性③ 職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保

取組

市広報誌等へ「男女雇用機会均等法」や「働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定」、「女性活躍推進法」をはじめとする雇用・労働の法制度などに関する記事を掲載します。

企業訪問時や企業交流会などの機会を通じて、企業経営者に対し、女性活躍の重要性や職場の環境整備・改善について意識を高めます。



推進方策2 意思決定の場への女性参画を促進する

政策立案や方針決定への参画機会が少なかった女性が、社会のあらゆる分野に進出することは、新しい発想や価値観を生み出し、社会全体を活性化することが見込まれます。そのため、女性の参画を妨げる慣習や組織風土を少しずつでも変え、能力を十分に発揮できる環境づくりを行います。

取組の方向性① 各委員会への女性の参画促進

取組

所管する各審議会・委員会における女性委員の登用割合を30%になるよう推進します。
また、委員等の構成に男女の偏りが出ないように取り組みます。

取組の方向性② 団体・組織への女性の参画促進

取組

地域活動において女性の視点を反映させ、登用を促すため、PTA や自治会などの関係団体を対象にした男女共同参画の意識を高める啓発を行うとともに、女性登用の働きかけや指導者の育成などを行います。



今度うちの地区で交流会をしようと思うがやけど、
どんな交流会にしたらえいと思う？



それなら、家族みんなで参加できるような
ものづくり教室とかどうだろうか！



えいねえ！ほんなら私は、小さいお子さん連れちゅう
人とか妊婦さんが来ても負担にならんような工夫
を考えてみろうか！



推進方策3 ワーク・ライフ・バランスを実現する

近年の社会風潮として、女性の就労や男性の育児参加は以前よりも進みつつありますが、依然として家事や子育て、介護の中心は女性となっているのが現状です。仕事と家庭の両立は男女ともに多くの人が望んでおり、国でも育児・介護休業法の活用促進が進められていることから、意識啓発や福祉面での支援も含めた環境づくりを行います。

取組の方向性① ワーク・ライフ・バランスの理解促進

取組

「香南市特定事業主行動計画」に基づき出産・子育てのしやすい、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の形成等に取り組みます。

取組の方向性② 子育て・介護支援の充実

取組

介護サービスや福祉サービスなど支援の充実を図ります。

女性の介護負担が大きくなっている現状から、介護支援の取組や制度の啓発などが求められているため、介護支援の充実を図ります。

子育てに関する相談や交流の場の提供及び子育て関連の情報を提供します。

保育施設の受け入れ枠の拡大や低年齢児保育、病後児保育など、多様な保育サービスの提供に努めます。

放課後児童クラブ及び放課後こども教室を実施するとともに、児童クラブ支援員の確保やニーズに合ったサービスの充実に努めます。

各地区の在園児で、支援の必要な家庭の訪問などを実施します。

ライフステージに合わせた各種料理教室などを開催します。

3 安心して多様な暮らし方ができる

まちづくり

社会情勢や少子化・核家族化の進行、人間関係の希薄化などにより、家庭や地域における支援が十分でなく、育児不安を抱え、地域の中で孤立してしまう子育て家庭の増加、介護者への負担の増加などがみられ、地域での男女共同参画を意識した支え合いや、さまざまな人を対象とした福祉サービスの充実、心身の健康維持が重要です。

本市においては、令和5年3月に策定した「第3次香南市地域福祉計画・地域福祉活動計画」において「香南型福祉」を掲げ、ひきこもりプラットフォームの設置やまちづくり協議会・まちづくり自治会の設立と活動支援、住民同士でのちょっとした困りごとを支え合う「ちょこっと手伝い隊」の実施・拡大など、公助、互助・共助の取組を推進しています。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）の中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」が示されました。

このような状況を踏まえ本市でも、誰もが安心して多様な暮らしができる「地域共生社会」のまちづくりをめざして、地域における男女共同参画の推進や、年齢や性別、障害の有無、国籍などを問わない支援の充実と生涯を通じたこころとからだの健康維持に取り組めます。



みんなが自分らしく、
安心して暮らせる香南市を目指していくよ！

推進方策1 地域における男女共同参画を推進する

地域行事を行う際に日時や時間に配慮するなど、誰もが参加しやすい環境をつくとともに、近年多発している地震等の自然災害に備え、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を確立します。

取組の方向性① 地域活動への参画の促進

取組

さまざまな立場からの地域社会活動への参画を推進します。

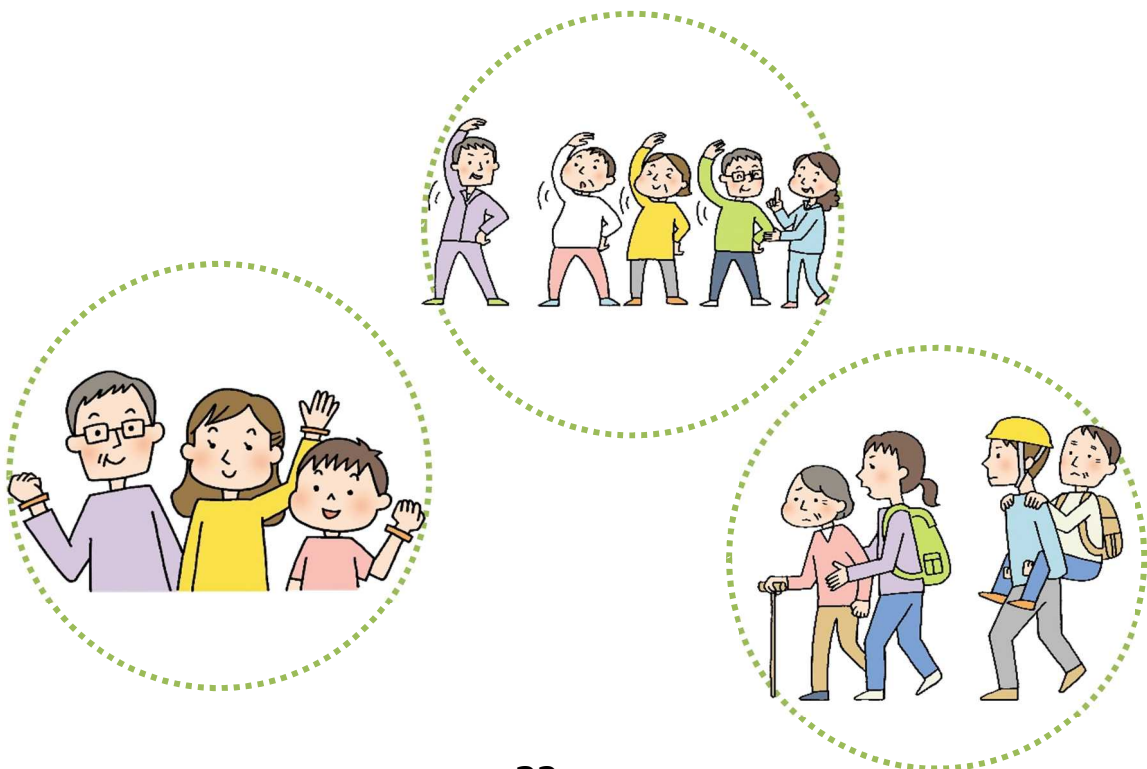
男女がともに地域を構成する一員としての自覚を持ち、地域づくりの活動に主体的に参加する意識を高めます。また、地域活動の高齢化が進む中で、若年層を中心に地域コミュニティ活動の中核を担う人材の育成を進め、男女共同参画意識の啓発をはじめとする地域づくり活動を促進します。

地域で活動する団体等の、男女共同参画への取組に対し、情報提供や学習機会を提供するなど、活動の支援を行います。

取組の方向性② 防災分野での男女共同参画の拡大

取組

自主防災組織等の活動において、女性の参画を推進します。



推進方策2 あらゆる人の安心を支える

高齢者や障害のある人、性的少数者であることなどを理由とした社会的困難を抱えている人々が、性別による偏見等を背景にさらに複合的な困難を抱える場合があります。このような多様な困難や「生きづらさ」を抱えている人々が、自分らしくいきいきと暮らすことができるような環境整備や支援を行います。

取組の方向性① 貧困など困難を抱える人（ひとり親家庭等）への支援

取組

ひとり親家庭等に向けた医療費助成や自立支援などを実施します。

取組の方向性② 困難な状況におかれている女性への支援【困難女性支援基本計画】

取組

月経トラブルをはじめ、性差によってさまざまな困難を抱える女性に対し、解決に向けた支援や困難の解消に向けたサポートを行います。

困難な問題を抱える女性への必要な情報提供を行い、関係機関と連携し適切な支援を行います。

困難な問題を抱える女性への支援のため、相談や支援の窓口について効果的な周知を行うとともに、啓発に取り組めます。



取組の方向性③ 高齢者や障害のある人、外国人市民への支援

取組

高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう、自立支援に対するサービスや生きがいづくりに向けたさまざまな支援を行い、介護者の負担軽減を図ります。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種福祉サービス等の充実を図るとともに、介助者の負担軽減も図ります。

障害の有無に関わらず、保育所等を利用できるよう、障害のあるこどもの受け入れを推進していきます。

年齢や障害の有無に加え、国籍の違いにも配慮した相談支援を行います。

取組の方向性④ 性的少数者への支援

取組

性的少数者への差別や偏見をなくすため、啓発を行うとともに、性別等に関わる悩みや問題を抱える方に、相談体制を周知し、情報の提供に努めます。

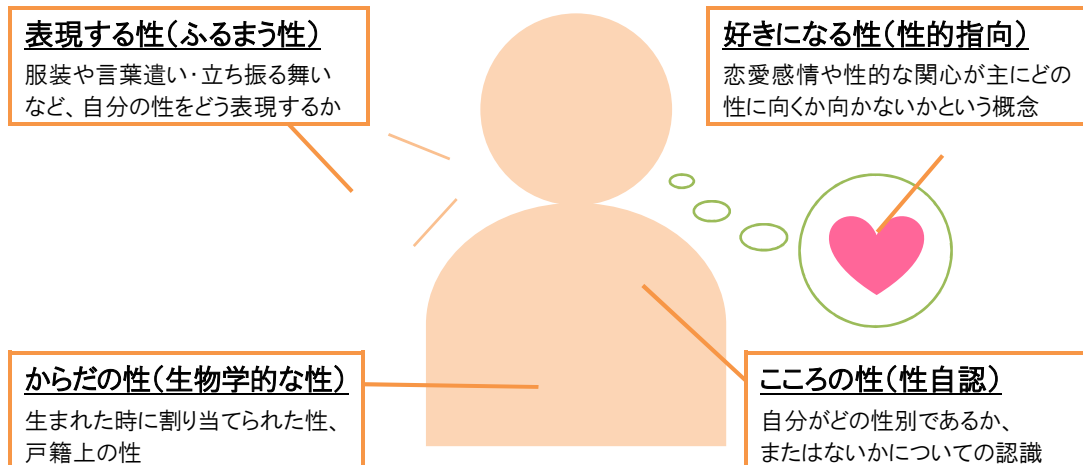
性的少数者に配慮した相談支援が行えるよう、市職員や保育士、教職員などの理解促進を図ります。



多様な性のあり方について

一人ひとりに個性があるように性のあり方もさまざまで、からだの性とこころの性が異なる人や、好きになる性が異性ではない人もいます。

性のあり方を理解するときに、次の4つの要素で考えることができます。



これら4つの要素の組み合わせによって、さまざまなセクシュアリティ（性のあり方）が存在します。

性的少数者って？

「レズビアン」「ゲイ」「バイセクシュアル」「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称です。LGBT、性的マイノリティ、セクシュアルマイノリティーとも呼ばれています。

レズビアン(Lesbian) 女性として女性を好きな人	ゲイ(Gay) 男性として男性を好きな人
バイセクシュアル(Bisexual) 異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人	トランスジェンダー(Transgender) 生まれたときに割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人(性同一性障害を含む)

LGBT 以外にも、多様な性のあり方があります。

SOGI (ソジ) って？

性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をまとめて、SOGI と表現されます。SOGI は、「すべての人々はそれぞれ異なる性的指向と性自認を持っている」という本来の意味から、「それを人権として認め、互いに尊重していこう」という目的で使われます。

推進方策3 生涯を通じてからだところの健康を維持する

生涯にわたって健康に過ごせるよう、特に、女性は妊娠や出産など、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があることから、男女が互いの身体的特徴を十分理解し、認識を深めていくとともに、心身の健康を保持、増進できるような体制を整備します。

取組の方向性① 妊娠・出産における保健医療対策の充実

取組

妊娠・出産における健康支援の充実を図ります。

取組の方向性② 適切な性教育の推進

取組

市広報誌やホームページなどの媒体を通じて、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）や、H I V等の感染症についての情報提供と感染予防の啓発を行います。
また、学校における性教育についても計画的に行います。

取組の方向性③ 生涯にわたる健康の保持増進

取組

各種健診、特定保健指導、保健指導（健康増進法）、各種教室を実施します。

第5章 計画の推進に向けて



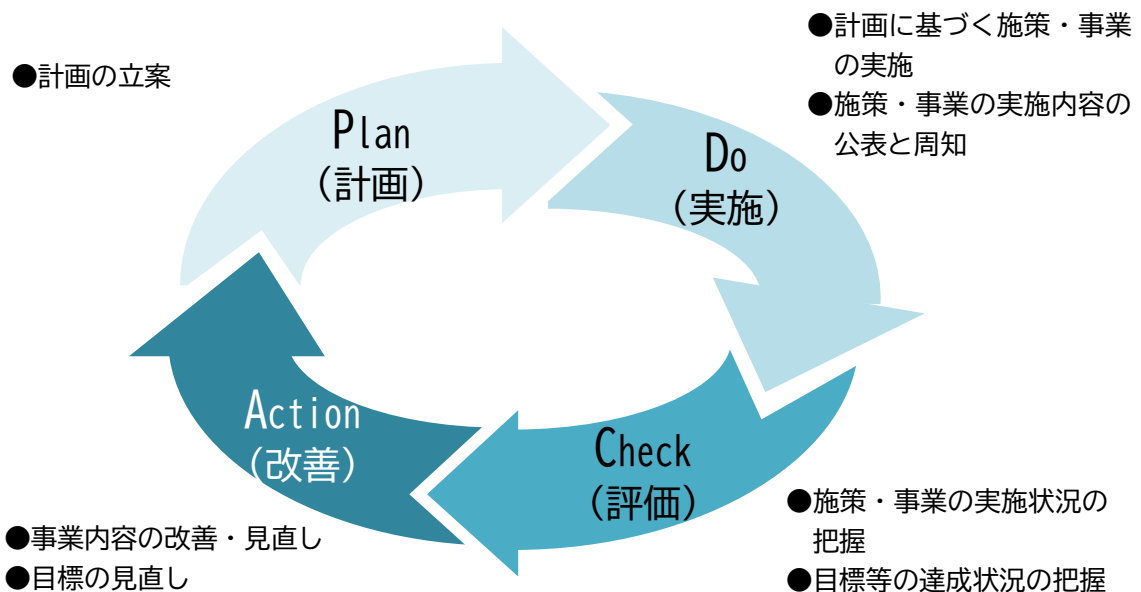
1 計画の実行体制と推進方法

本計画は、市民の皆さまとともに主管部署である人権課をはじめ、本市の全課をあげて全庁的に取り組んでいくものです。

基本理念・基本目標に対し、各課で取り組む具体的内容については、「香南市男女共同参画実施計画書」に則って実施します。実施計画書に記載している取組内容については、香南市男女共同参画推進審議会により年度ごとに実績を更新・評価し、実施計画を適宜見直すとともに、計画の進捗状況に関する情報を公開します。

各取組が計画通りに実行できているかどうかなどの実施状況のモニタリング方法については、取組内容ごとに評価シートを作成し、毎年の事業の実施状況と達成度を評価する方法にて計画期間中の客観的な評価を実施します。

また、計画見直しの時期には男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、その結果を公表するものとします。



2 職員研修の充実

(1) 市職員

市職員は、高い男女共同参画の意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。そのため、職員一人ひとりが豊かな男女共同の感覚を身につけ、基本目標に沿った視点に立って職務が遂行できるよう研修の充実を図ります。

(2) 教職員

教職員の男女共同参画の意識を高め、男女共同参画の視点に立った教育活動や学校運営などが行えるよう研修を支援します。また、家庭や地域社会との連携を深め、男女共同参画の課題の解決に積極的な役割を果たせるよう努めます。

(3) 保健・福祉・医療・消防関係の職員

保健・福祉・医療・消防関係の職員は、市民の生命や健康、生活に直接関わるという重要な役割を担っています。そのため、職務内容に応じて相手の立場に立った、きめ細かな男女共同参画の感覚を身につけて職務に臨むことができるよう、男女共同参画の意識の高揚に努めます。

3 国・県など行政機関との連携

国や県などの各関係行政機関と連携を図りながら、効果的な教育・啓発をめざします。

4 企業等との連携

企業等において、職場内の男女共同参画の意識の高揚とその環境づくりを積極的に働きかけます。また、香南市企業等人権問題連絡協議会との連携を図ります。





1 策定経過

年月日	実施事項	備考
令和5年 2月13日 ～ 3月10日	男女共同参画に関する 市民意識調査	18歳以上の市民1,000人
令和5年 5月25日	第1回香南市男女共同参画 基本計画策定委員会	・調査結果の報告
令和5年 6月6日 6月13日	人権ワークショップ(全2回) ～みんなでつむぐじんけん標語づくり～	【1回目】 ・ワークショップの目的 ・「身近な人権」について話し合い、キーワード出し 【2回目】 ・標語づくり
令和5年 8月25日	第2回香南市男女共同参画 基本計画策定委員会	・事業主アンケート調査および人権ワークショップの実施報告 ・計画骨子案
令和5年 11月16日	第3回香南市男女共同参画 基本計画策定委員会	・計画素案
令和6年 1月17日	第4回香南市男女共同参画 基本計画策定委員会	・計画案
令和6年 2月7日 ～ 2月21日	パブリックコメント	意見なし
令和6年 2月29日	第5回香南市男女共同参画 基本計画策定委員会	・計画の承認

2 香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

令和5年1月27日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、性の多様性を認め合い、性的指向及び性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指した、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向や性自認のあり方が少数である者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップにある2人であって、そのいずれか一方が市内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に市内への転入を予定している者は、次の各号のいずれにも該当する場合に宣誓をすることができる。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第2項第3号において同じ。）がいないこと及び双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓していないこと。
- (3) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にならないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について、あらかじめ市と調整するものとする。

2 宣誓をしようとする者は、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓の日以前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 当事者のいずれかが市内への転入を予定していることを証明するに足りる資料（当事者が市内に住所を有していない場合に限る。）
- (3) 戸籍の抄本その他配偶者がいないことを証明することができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、そのいずれか一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下、これを代書させることができる。

4 宣誓をしようとする者は、第2項の規定により宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、市に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）

(5) その他市長が適当と認める書類

5 宣誓をした者（前条に規定する市内への転入を予定している者に限る。）は、当該宣誓をした日から14日以内に、住民票の写し等市内へ転入したことを証明する書類を市長に提出するものとする。この場合において、当該期間内に当該書類の提出が困難である場合には、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 宣誓をしようとする者は、前項の規定により通称名を使用することを希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書類を、宣誓する時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第2項の規定により宣誓書を提出した者が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該提出者に対し、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）に、宣誓書の写しを添付して交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用するときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損、汚損その他の事由により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けようとするときは、既に交付した受領証等を再交付申請書に添付しなければならない。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付申請書の提出について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、受領証等を再交付するものとする。
- 4 前項の規定により受領証等の再交付を受けた宣誓者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条第1項の規定により返還届を提出する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に当該変更の内容を確認することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 宣誓者は、前項の規定による変更届の提出の際に、第4条第4項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は、市が回収するものとする。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）に受領証等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき（第12条第1項に定める場合を除く。）。
- (4) 次条の規定により宣誓が無効となったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。
- 3 市長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。
- 4 市長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき、又は前項の規定により受領証等が返還されたものとみなしたときは、当該受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、同号の事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条又は第4条第5項の規定に違反するとき。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第 11 条 宣誓者は、前条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第 7 号）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書（様式第 8 号）の交付を受けることができる。

2 第 4 条第 4 項の規定は、前項の規定による証明書交付申請書の提出について準用する。

(地方公共団体間での相互利用)

第 12 条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している地方公共団体へ転出することにより市内に住所を有しなくなる場合であって、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第 9 号）を提出し、継続使用の手続が行われたときは、受領証等を当該地方公共団体において継続して使用することができる。

2 本市と協定を締結している地方公共団体から市内に転入した者であって、継続使用の手続が行われたものは、当該地方公共団体から交付されたパートナーシップを証明する書類を本市において継続して使用することができる。

(施策の推進に当たっての配慮)

第 13 条 市長は、施策の推進に当たっては、この告示の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するものとする。

(宣誓書の保存期間)

第 14 条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している間に限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第 9 条第 1 項の規定により返還届が提出された場合、同条第 3 項の規定により受領証等が返還されたものとみなした場合又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望する場合には、これを廃棄することができる。

(啓発)

第 15 条 市は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

3 香南市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

平成19年9月10日

告示第59号

(設置)

第1条 香南市における男女共同参画社会とその関係施策のあり方について、有識者から意見を聴き、もって男女共同参画の計画策定を図るため、香南市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行い、市長に提言することができる。

- (1) 男女共同参画計画の調査研究及び策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 市民代表
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、人権課において処理する。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後最初に設置される委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

4 香南市男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

	氏名	職業・役職等	備考
学識経験者 (2名)	坂本 ひとみ	大阪経済大学 准教授	
	中村 智砂	(公財)こうち男女共同参画社会づくり財団専務理事 兼 こうち男女共同参画センター「ソレ」館長	
各種団体 代表 (5名)	白石 令子	香南市社会福祉協議会 事務局長	
	有吉 史代子	香南市連合婦人会 会長	令和5年度末 解散
	福井 清仁	香南市民生員・児童委員協議会連合会 会長	
	林 道夫	香南市身体障害者連盟 役員	
	大谷 修二	香南市高齢者クラブ連合会 会長	
市民代表 (5名)	吉田 和	野市町	
	國光 武夫	夜須町	
	中元 啓恵	吉川町	
	濱田 知佳子	赤岡町	
	野嶋 由慎	香我美町	



第2次香南市男女共同参画後期基本計画

発行年月：令和6年3月

発行：高知県 香南市

編集：人権課

〒781-5292

高知県香南市野市町西野 2706 番地

T E L：(0887) 57-8507

F A X：(0887) 56-0576

メール：jinken@city.kochi-konan.lg.jp